

あなたのくらしに寄りそう
しょうがいふくし
障害福祉サービス
のご案内



サービスを利用するときの費用

1. 利用者が負担する費用 11
2. 自己負担の上限月額 13
3. サービス利用料の減免制度 15

サービスを利用するための手続き

1. サービスごとの手続き一覧 17
2. 利用までの流れ 18
3. 手続きの詳しい説明 19
4. 問い合わせ窓口 21

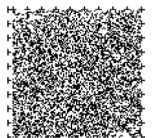
精神障害者

- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- ・精神障害を事由とする「年金」または「特別障害者給付金」を受けていることが確認できる証書をお持ちの人
- ・自立支援医療受給者証（ただし、精神通院医療に限ります）をお持ちの人
- ・医師の診断書がある人 など

※一部のサービスでは、対象要件が異なります。

どれくらいの
費用がかかるの？

どうすれば
サービスを使えるの？



1 まずは相談してみる



凡例
 区分: 障害支援区分の程度です
 手続き: P17-18でご確認ください
 児: 18歳未満でも利用できます

障害者相談支援センター

区分 | 不要 | 手続き | 直接 | 児 |

障害者やその家族・介護者などからの相談に応じ、情報提供や助言などの必要な支援を行います。各センターの連絡先は、P.21～22をご確認ください。

計画相談支援

区分 | 不要 | 手続き | 3 | 児 |

生活に対するニーズや悩みを聞きながら、障害福祉サービスの利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、定期的に利用計画の見直しを行います。

※障害福祉サービス・地域相談支援の申請が却下された場合、計画相談支援も却下の取り扱いになります。

地域相談支援（地域移行支援）

区分 | 1～6 | 手続き | 2 | 児 |

障害者支援施設や精神科病院、救護施設や矯正施設に入所・入院している障害者が、地域生活へ移行するための支援を行います。

地域相談支援（地域定着支援）

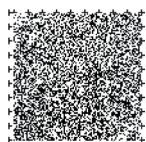
区分 | 1～6 | 手続き | 2 | 児 |

地域での生活が不安な単身の障害者などを対象に、困ったことがあったときに電話相談や緊急訪問を行います。

自立生活援助

区分 | 不要 | 手続き | 2 | - |

施設入所支援等を受けていた障害者が居宅において自立した日常生活を営むための情報の提供や助言など必要な援助を行います。



2 自宅で受けるサービス



きょたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ）

区分	手続き	児
1～6	1	○

じたく にゅうよく はい しょくじ かいご おこな
自宅で、入浴・排せつ・食事の介護を行います。

じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

区分	手続き	児
4～6	1	—

じゅうど しょうがい したいふじゅう ちてきしょうがい せいしんしょうがい つね かいご ひつよう ひと たいしょう じたく
重度の障害（肢体不自由・知的障害・精神障害）があり、常に介護が必要な人を対象に、自宅に
にゅうよく はい しょくじ かいご がいしゅつ いどうちゅう かいご そうごうてき おこな
て、入浴・排せつ・食事の介護や、外出するときの移動中の介護などを総合的にを行います。

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

区分	手続き	児
6	1	○

かいご ひつようせい たか ひと たいしょう きょたくかいご ふくすう ほうかつてき ていきよう
介護の必要性がとても高い人を対象に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

じゅうどしんたいしょうがいしゃほうもんにゅうよく 重度身体障害者訪問入浴サービス

区分	手続き	児
不要	直接	—

じゅうど しんたいしょうがい したいふじゅう じたく にゅうよく むづか ひと たいしょう ほうもん じたく
重度の身体障害（肢体不自由）があり、自宅での入浴が難しい人を対象に、訪問により自宅
にゅうよく おこな りよう きぼう ばあい しょうがいしゃそうだんしえん
での入浴サービスを行います。利用を希望する場合は、障害者相談支援センター（P.21～22）
そうだん
へご相談ください。

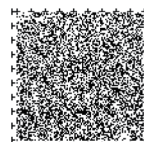
ようかいごこうれいしゃとうほうもんりびよう 要介護高齢者等訪問理美容サービス

区分	手続き	児
不要	3	○

しんたいしょうがいしゃてちよう きゅう も さいみまん ひと しんたい しょうがい がいしゅつ こんなん ひと
身体障害者手帳1・2級をお持ちの65歳未満の人で、身体の障害により外出が困難な人を
たいしょう りようし びようし じたく ほうもん ちょうはつ おこな
対象に、理容師・美容師が自宅を訪問して調髪・カットを行います。

しょうがいしえんくぶん 【障害支援区分とは】

- しょうがい とくせい しんしん じょうたい あ ひつよう しえん どあ しめ
・障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。
- ひがいてう くぶん わ くぶん しえん どあ もっと たか じょうたい
・非該当から区分1～6に分けられています。（区分6が、支援の度合いが最も高い状態）
- くぶん めやす りよう ないよう りよう き
・この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。



3 外出を支援するサービス



どうこうえんご 同行援護

区分 不要 | 手続き ① ② | 児 小学生以上

視覚障害により移動に困難がある人を対象に、移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事などの介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。

こうどうえんご 行動援護

区分 3～6 | 手続き ① | 児 小学生以上

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難がある人を対象に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

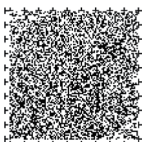
いどうしえん 移動支援（ガイドヘルプ）

区分 不要 | 手続き ③ | 児 小学生以上

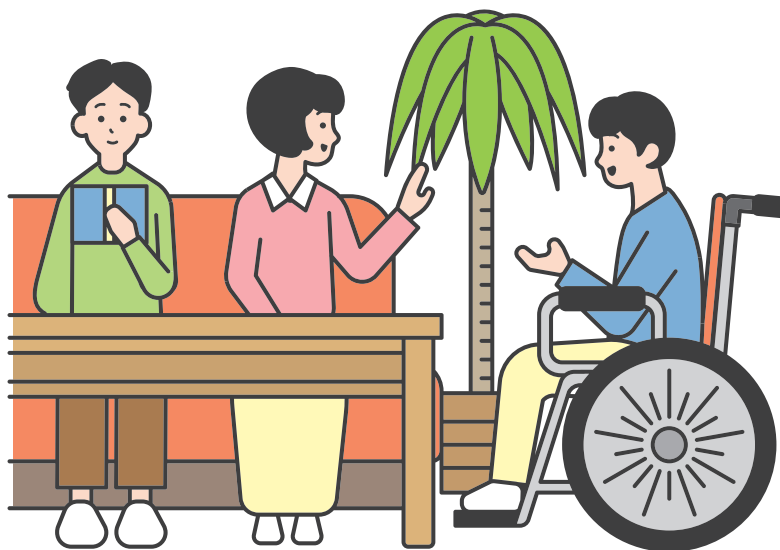
肢体障害（※1）、知的障害（※2）、精神障害があり、屋外での移動が困難な人が対象です。地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。

※1 車いすを常用し、自走が困難な全身性障害者（①上肢と下肢に障害がある身体障害者手帳1級、または2級の人、②上肢と体幹に障害がある身体障害者手帳1級または2級の人）が対象です。

※2 療育手帳がないA、B1、B2程度の障害児も利用可能です。



4 す ば 住まいの場としてのサービス



しせつにゆうしょしえん 施設入所支援

区分 4～6
さいいじょう ばあい
50歳以上の場合:3～6

手続き

1

しょうがいしゃしえんしせつ にゅうしょ ひと やかん きゅうじつ にゅうよく はい しょくじ かいご おこな
障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助（グループホーム）

区分

手続き

すべて

1

2

せわにん そうだん にゅうよく はい しょくじ かいご た にちじょうせいかつじょう えんじょ う
世話人などから、相談・入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら、
ちいき いっこだ ふくすうにん きょうどうせいかつ おこな
地域のアパート・マンション・一戸建てなどにおいて、複数人での共同生活を行います。

りょうようかいご 療養介護

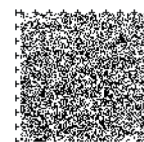
区分

手続き

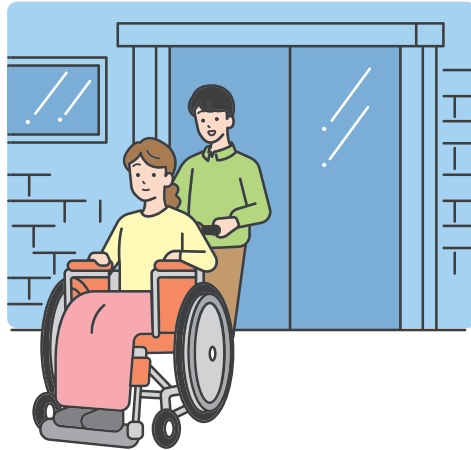
5～6

1

びょういん いりょうきかん いりょうてき ひつよう しょうがい ひと つね かいご ひつよう
病院などの医療機関において医療的ケアを必要とする障害のある人で、常に介護を必要とす
ひと たいしょう いりょうきかん いりょうてき きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご しょくじ にゅうよく
る人を対象に、医療機関による医療的ケアと、機能訓練、療養上の管理、看護や食事・入浴・
はい きが かいじょ にちじょうせいかつじょう しえん ふくし おこな
排せつ・着替えなどの介助、日常生活上の支援などの福祉サービスをあわせて行います。



5 施設に通うサービス



短期入所（ショートステイ）

区分 1～6 | 手続き 1 | 児

介護を行う人の理由により、短期間の入所が必要な場合、入浴・排せつ・食事などの支援を行います。

生活介護

区分 3～6 | 手続き 1 | -
50歳以上の場合：2～6

常に介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護など行うとともに、創作的活動または生産活動の場を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）

区分 すべて | 手続き 2 | -

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練や、相談・助言を行います。

- 機能訓練：理学療法・作業療法などのリハビリテーションなど
- 生活訓練：入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練など
- 宿泊型：居室などを利用して、家事などの日常生活能力を向上させるための支援など

日中一時支援（日帰り利用）

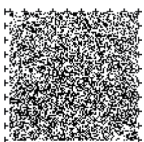
区分 すべて | 手続き 2 | 児

介護者の病気や冠婚葬祭、一時的な休息のため、施設において日中活動の場を提供します。

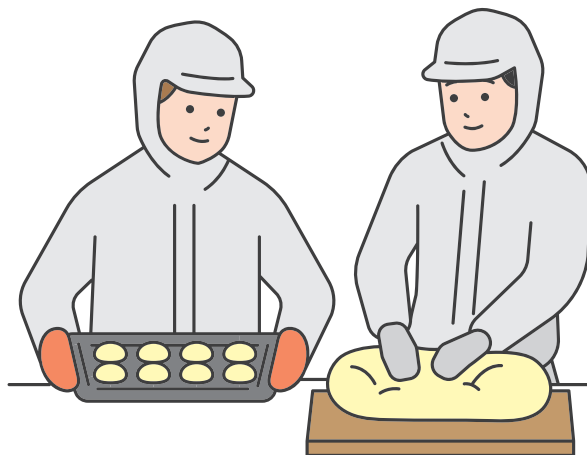
地域活動支援センター

区分 不要 | 手続き 直接 | 児

創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するとともに、日常生活に必要な支援を行います。利用については、希望する施設に直接ご相談ください。



6 就労に関するサービス



就労選択支援

区分	手続き
不要	2

就労先や働き方について、より良い選択をするための支援を必要とする人に、短期間、就労能力や適性等の評価、関係機関等の調整を行います。

就労移行支援

区分	手続き
不要	2

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型）

区分	手続き
不要	2

一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（B型）

区分	手続き
不要	2

一般企業などでの就労が困難な人に、生産活動やその他の活動の機会などの働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

区分	手続き
不要	2

就労移行支援など^(※)を利用して一般企業などへ就労した人が働き続けられるよう、一定期間、相談などの支援を行います。

※対象サービス：就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立訓練、生活介護

「しごとサポート」もご利用ください

就職を希望する人や在職中の人に対して、関係機関や企業と連携し、就労に関するさまざまな支援を行います。相談を希望する場合は、お住まいの区（または働いている区）を管轄するしごとサポートまでご連絡ください。



7 福祉用具



補装具

区分

不要

児

身体^{しんたい}の障害^{しょうがい}により身体機能^{しんたいきのう}を補^{おぎな}うための用具^{ようぐ}（補装具^{ほそうぐ}）を必要^{ひつよう}としている人^{ひと}を対象^{たいしょう}に、補装具^{ほそうぐ}の購入^{こうにゅう}、修理^{しゅうり}などにかかる費用^{ひよう}を支給^{しきゅう}します。

※申請^{しんせいまえ}前に購入^{こうにゅう}済^ずみの場合は、費用^{ばあい}が支給^{ひよう}できませんので、必ず事前^{しきゅう}に区役所^{かなら}にご相談^{じぜん}ください。

○利用の流れ

- ①区役所^{くやくしょ}に相談^{そうだん}
- ②区役所^{くやくしょ}に申請書^{しんせいしょ}、見積書^{みつもりしょ}などを提出^{ていしゅつ} ※意見書^{いけんしょ}の提出^{ていしゅつ}や、更生相談所^{こうせいそうだんしょ}での判定^{はんてい}が必要な場合があります。
- ③支給決定^{しきゅうけつていご}後に決定通知書^{けつていつうちしょ}、支給券^{しきゅうけん}などが届く^{とど}
- ④事業者^{じぎょうしゃ}から補装具^{ほそうぐ}の購入^{こうにゅう}や修理^{しゅうり}などを受ける^う

日常生活用具

区分

不要

児

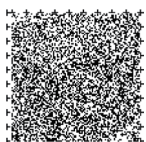
日常生活^{にちじょうせいかつ}を便利^{べんり}に、また容易^{ようい}にするために必要な用具^{ひつよう}の購入^{ようぐ}にかかる費用^{こうにゅう}を支給^{ひよう}します。

※用具^{ようぐ}によって、対象^{たいしょう}となる障害^{しょうがい}の種類^{しゅるい}、程度^{ていど}、用具^{ようぐ}の性能^{せいのもう}、給付限度額^{きゅうふげんどがく}などについて基準^{きじゅん}があります。

※申請^{しんせいまえ}前に購入^{こうにゅう}済^ずみの場合は、費用^{ばあい}が支給^{ひよう}できませんので、必ず事前^{しきゅう}に区役所^{かなら}にご相談^{じぜん}ください。

○利用の流れ

- ①区役所^{くやくしょ}に相談^{そうだん}
- ②区役所^{くやくしょ}に申請書^{しんせいしょ}、カタログ^{ていしゅつ}などを提出^{いけんしょ} ※意見書^{ていしゅつ}の提出^{ひつよう}が必要な場合があります。
- ③支給決定^{しきゅうけつていご}後に決定通知書^{けつていつうちしょ}、支給券^{しきゅうけん}などが届く^{とど}
- ④事業者^{じぎょうしゃ}から用具^{ようぐ}を購入^{こうにゅう}



8 コミュニケーションのサポート



手話通訳者・要約筆記者の派遣

区分 不要 | 手続き 直接

児

聴覚障害のある人に対して、公的機関や医療機関などでのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

【ご相談・申し込み先】

- 手話通訳者・・・神戸ろうあ協会 (FAX:078-371-3052、TEL:078-371-3071)
- 要約筆記者・・・神戸ろうあ協会 (FAX・TEL:078-595-9877)

盲ろう者通訳・介助員の派遣

区分 不要 | 手続き 直接

児

おひとりでの外出が困難な視覚・聴覚の重複障害がある人を対象に、コミュニケーションや移動などを支援するため、通訳・介助員を派遣します。

【ご相談・申し込み先】

- ひょうご盲ろう者支援センター (FAX:078-579-7603、TEL:078-579-7601)

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

区分 不要 | 手続き 直接

児

意思疎通を図ることが困難な失語症の人を対象に、コミュニケーションや移動を支援するため、意思疎通支援者を派遣します。

【ご相談・申し込み先】

- 福祉局障害福祉課 (FAX:078-322-6044、TEL:078-322-6300)

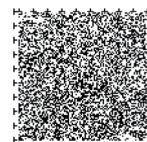
重度障害児(者)入院時コミュニケーション支援

区分 6 | 手続き 3 | 児

※障害児を除く

重度の障害があり発語がわかりにくいなどの理由で、医療機関への入院時に医師や看護師との意思疎通が十分に行えない場合、障害福祉サービス(居宅介護など)で利用中のヘルパーをコミュニケーション支援員として派遣します。

※病院等における重度訪問介護を利用している場合、この制度との併用はできません。



1 利用者が負担する費用

◎ サービスを利用した場合は、サービスを提供する事業者に利用料を支払います。

◎ 利用料の自己負担額は、サービス利用料の1割が原則ですが、
所得の状況によって上限月額（P.13-14）が決まっています。

◎ サービスの種類によっては、食費や光熱水費、日用品費などが実費負担になります。
詳しくは、利用する施設や事業者にお問い合わせください。

相談に関するサービス

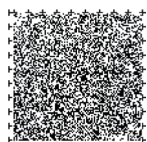
サービスの種類	自己負担額	その他の費用
障害者相談支援センター	無料	・なし
計画相談支援	無料	・なし
地域相談支援（地域移行・地域定着）	無料	・食費 ・外出時の交通費
自立生活援助	原則 1割	・なし

自宅で受けるサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援	原則 1割	・なし
訪問入浴サービス	800円/回	・なし
訪問理美容サービス	2,000円/回	・なし

外出を支援するサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
同行援助 行動援助 移動支援	原則 1割	・交通費等



住まいの場としてのサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 きやうどうせいかつえんじよ 共同生活援助（グループホーム） りやうようかいご 療養介護	げんそく わり 原則 1割	しょくひ にちようひんひとう ・食費 ・日用品費等 こうねつすいひとう しせつにゆうしよしえん きやうどうせいかつえんじよ ・光熱水費等（施設入所支援・共同生活援助） やちん きやうどうせいかつえんじよ ・家賃（共同生活援助）



利用料について

施設に通うサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
たんきにゆうしよ 短期入所 せいかつかいご 生活介護 じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん しゅくはくがた 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型） にっちゅういちじしえん ひがえ りよう 日中一時支援（日帰り利用）	げんそく わり 原則 1割	しょくひ にちようひんひとう ・食費 ・日用品費等 こうねつすいひとう ・光熱水費等 たんきにゆうしよ しゅくはくがたじりつくんれん （短期入所、宿泊型自立訓練）
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	むりよう 無料	しょくひ さんかひとう ・食費 ・プログラム参加費等



就労に向けたサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援 しゅうろういこうしえん 就労移行支援 しゅうろうけいぞくしえん がた がた 就労継続支援（A型・B型） しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	げんそく わり 原則 1割	しょくひ ・食費 にちようひんひとう ・日用品費等



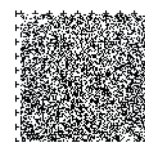
福祉用具

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
ほそうぐ 補装具 にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具	げんそく わり 原則 1割	きじゅんがく こ ぶぶん ・基準額を超える部分が じっぴふたん 実費負担となることがあります



コミュニケーションのサポート

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
にゅういんじ しえん 入院時コミュニケーション支援	げんそく わり 原則 1割	・なし
しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん 手話通訳者・要約筆記者の派遣 もう しゃつうやく かいじょいん はけん 盲ろう者通訳・介助員の派遣 しつごしょうしゃ む いしそつうしえんしゃ はけん 失語症者向け意思疎通支援者の派遣	むりよう 無料	・なし



2 自己負担の上限月額

◎利用する人の所得の状況によって、自己負担の上限月額が決まっています。

所得の状況は、下記の範囲で判断します。

区分	年齢	世帯の範囲
障害者	18歳以上（施設入所は20歳以上）	障害者本人と配偶者
障害児	18歳未満（施設入所は20歳未満）	保護者の属する住民基本台帳の世帯

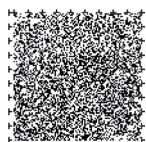
1つの世帯に所得のある方が複数名いる場合には、市民税所得割額の合計額で判断します。

障害者の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付）を受給している世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般①	市民税課税世帯で、判定用市民税所得割額が16万円未満 ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般②」となります。	9,300円
一般②	市民税課税世帯で、一般①以外の場合	37,200円

障害児の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付）を受給している世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般①	市民税課税世帯で、判定用市民税所得割額が28万円未満 市民税課税世帯で、判定用市民税所得割額が28万円未満（施設入所）	4,600円 9,300円
一般②	市民税課税世帯で、一般①以外の場合	37,200円



自己負担の上限月額が個別に決まっているサービス

- ・補装具
- ・日常生活用具

区分		上限月額	
		18歳以上	18歳未満
生活保護(または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付)を受給している世帯		0円	
市民税非課税世帯			
市民税 課税世帯	判定用市民税所得割額が3万3千円未満	37,200円	10,000円
	判定用市民税所得割額が3万3千円以上23万5千円未満		24,600円
	判定用市民税所得割額が23万5千円以上	対象外	37,200円
	判定用市民税所得割額が46万円以上		

1つの世帯に所得のある方が複数名いる場合には、一番所得の多い方(市民税課税額が一番高い方)の金額で判断します。

上限月額が設定されないサービス

- ・下記のサービスは、上限月額が設定されないため、利用回数などによって自己負担額が決まります。
- ・ただし、※のサービスでは、所得の状況によって、自己負担額が無料になる場合があります。

- 日中一時支援(日帰り利用)※
- 訪問入浴サービス※
- 訪問理美容サービス

「判定用市民税所得割額」ってなに？

・住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除(ふるさと納税など)を適用する前の市民税所得割額(※)から、以下の額を控除して計算される額です。

(※)平成30年度税制改正前の税率(市民税6%・県民税4%)による。

【控除される額】	16歳未満の扶養親族1人につき.....19,800円
	16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき.....7,200円



3 サービス利用料の減免制度

◎ サービスを利用する人の負担が増えすぎないように、一定の要件を満たす人を対象に、
同一世帯での自己負担額が高額となった場合の還付や、実費負担部分の軽減などを受けることができます。

◎ 申請手続きなど、詳しくは区役所へお問い合わせください。

1 こうかくしょうがいふくし どう きゅうふひ 高額障害福祉サービス等給付費

しんせい ひつよう
申請 必要

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人や補装具費を支給されている人が複数いる場合などで、
世帯の自己負担額の合計が基準額を超える場合に、超えた分を支給します。

きじゅんがく
基準額

しょとくくぶん 所得区分	きじゅんがく 基準額
せいかつほごとうじゅきゅうせたい 生活保護等受給世帯 しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	えん 0円
しみんぜいひかぜいせたい 市民税課税世帯	えん 37,200円

がっさん たいしょう ひよう
合算の対象となる費用

- ☐ かいごほけんほう もと りようりょう
介護保険法に基づくサービス利用料
- ☐ しょうがいしゃそうごうしえんほう もと りようりょう
障害者総合支援法に基づくサービス利用料
- ☐ ほそうぐひ じこふたんがく
補装具費の自己負担額
- ☐ じどうふくしほう もと しょうがいじしえん にゅうしょ つうしょ
児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」
のサービス利用料
- ☐ いどうしえん りようりょう
移動支援(ガイドヘルプ)のサービス利用料

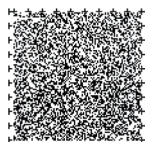
こうれいしょうがいしゃ かいごほけん りようしゃふたんけいげん 高齢障害者の介護保険サービス利用者負担軽減

65歳になるまでに、5年以上特定の障害福祉サービスを利用していた人で、
一定の要件を満たす場合は、介護保険サービスの利用者負担の一部を支給します。

2 しせつ にゅうしょ ひと じっぴふたんけいげん 施設に入所している人の実費負担軽減

しんせい ひつよう
申請 必要

生活保護等受給世帯または市民税非課税世帯(20歳未満の場合は全ての世帯)の人を対象に、
実費負担額のうち一定の金額を減額します。



グループホームに入居している人を対象に、利用者が支払う家賃の一部を支給します。

※光熱水費、共益費、食費、敷金・礼金などは対象になりません。

☐ 生活保護受給世帯

補足給付(特定障害者特別給付費): 上限10,000円

☐ 市民税非課税世帯

①補足給付(特定障害者特別給付費): 上限10,000円

②神戸市家賃負担軽減事業: (家賃額 - 10,000円) ÷ 2 ※ 上限15,000円

※家賃月額が10,000円を超える場合は、①・②の両方の補助が受けられます。

例: 市民税非課税世帯で、家賃月額が45,000円の場合

補足給付 (特定障害者特別給付費)	神戸市家賃負担軽減事業	実費負担
10,000円	15,000円	20,000円

通所サービスまたは短期入所を利用する人で、所得の要件を満たす人を対象に、食費の実費負担額のうち、人件費に相当する額が減額されます。

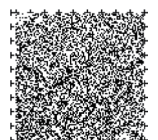
所得の要件

18歳以上	生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または判定用市民税所得割額が16万円未満
18歳未満	生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または判定用市民税所得割額が28万円未満

1～4の負担軽減策を利用しても生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで、

自己負担の上限月額や食費などの実費負担額を引き下げます。

※対象となるかどうかは、区役所に生活保護の申請をしたときに認定されます。



1 サービスごとの手続き一覧

① 障害支援区分の認定が必要なサービス

自宅で受けるサービス	居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援
外出を支援するサービス	行動援護
住まいの場としてのサービス	施設入所支援、療養介護、共同生活援助(※)
施設に通うサービス	短期入所、生活介護

※認定が不要な場合があります。

② 障害支援区分の認定が不要のサービス

相談に関するサービス	地域相談支援(地域移行・地域定着)、自立生活援助
外出を支援するサービス	同行援護(※)
施設に通うサービス	自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)、日中一時支援
就労に関するサービス	就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援

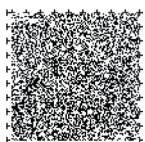
※認定が必要な場合があります。

③ その他

相談に関するサービス	計画相談支援
自宅で受けるサービス	訪問理美容サービス
外出を支援するサービス	移動支援
福祉用具	補装具、日常生活用具 ※手続きについてはP.9をご確認ください。
コミュニケーションのサポート	入院時コミュニケーション支援

区役所での申請が不要のサービス ※下記サービスの利用を希望する場合は、(問)の連絡先にお問い合わせください。

相談に関するサービス	障害者相談支援センター (問)P.21-22をご確認ください。
施設に通うサービス	地域活動支援センター (問)利用を希望する事業者に直接ご連絡ください。
自宅で受けるサービス	訪問入浴サービス (問)障害者相談支援センター(P.21-22)にご相談ください。
コミュニケーションのサポート	手話通訳者・要約筆記者の派遣、盲ろう者通訳・介助員の派遣、失語症者向け意思疎通支援者の派遣 (問)P.10の連絡先にご相談ください。



2 利用までの流れ

◎ サービスを利用するためには、区役所への申請（利用申し込み）が必要です。

◎ 手続きの詳しい説明は、P.19-20をご確認ください。

区役所または障害者相談支援センターに相談

区役所に利用申請書を提出 P.19 ①

① 障害支援区分の認定が必要なサービス

② 障害支援区分の認定が不要のサービス

③ その他
(福祉用具を除く)

プラン(サービス等利用計画)案を作成
指定特定相談支援事業者にプランの作成を依頼
(セルフプランも可能) P.20 ①

障害支援区分の認定調査 P.19 ②

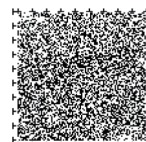
障害支援区分
(1～6)の認定

プラン(案)を区役所に提出

受給者証(利用券)が届く P.19 ③

完成したプランを区役所に提出する

サービスの利用開始 ※ サービスを提供する事業者との契約が必要です P.20 ②



3 手続きの詳細な説明

1 区役所で行う手続き

① 利用申請

本人または家族が、サービス利用の申請を行います。

必要な書類の例

◎ サービス利用申請書

◎ 障害者手帳

◎ 収入を証明する書類 など

※障害種別や利用するサービスによって、必要な書類が異なります。詳しくは、区役所にご確認ください。

② 障害支援区分の認定調査を受ける

利用者の心身の状況などを確認するため、調査員が訪問し、本人や家族などからの聞き取り（＝調査）を行います。調査の内容をふまえて、審査会で審査・判定を行い、障害支援区分を認定します。

※障害支援区分の有効期限は最長で3年間です。

※神戸市から利用者の主治医に医師意見書を送付します。長い間、診察等を受けていない人は、主治医に「障害支援区分の意見書」が神戸市から届くことを説明し、必要であれば受診してください。

③ 受給者証などが届く

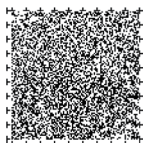
区役所から、「支給決定通知書」と「受給者証」などが届きます。

受給者証は、サービスの契約や利用のときに必要ですので、大切に保管してください。

受給者証には有効期限があります

利用するサービスの種類によって、受給者証の有効期限が決まっています。

受給者証の「支給期間」が終了したあとも、引き続きサービス利用を希望する場合は、支給期間が終了する前に、区役所に相談・申請をする必要があります。



① プラン(サービス等利用計画)を作成

○プラン(サービス等利用計画)は、サービスを利用する人が、生活をする上で必要なサービスを上手に活用し、生活の質をさらに向上させるために作る計画です。

○指定特定相談支援事業所と契約することで、専門の職員(相談支援専門員)にプランの作成を依頼することができます。

○相談支援専門員は、サービスを利用する人の希望をふまえてプランを作成し、サービスの利用調整を行います。また、一定期間ごとに計画の見直し(モニタリング)を行います。

【プラン作成の進め方】

1 プラン作成を依頼する(予定)事業者の届出

プラン作成を依頼する事業者を、区役所に届け出ます。

2 プランを作成する事業者と契約

直接、プランを作成する事業者に申し込みます。

3 プラン(案)の作成

契約した事業者が、自宅などを訪問し、生活の悩みや希望するサービスの内容を聞き取り、聞き取った内容と、認定された障害支援区分をふまえて「サービス等利用計画案」を作成します。

4 サービス担当者会議の開催

支給が決定すると、プランを作成する事業者が、サービスを提供する事業者と一緒に、内容を具体的に考えプランを作成します。

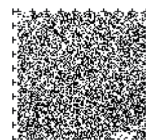
5 プランの提出

プランが完成したら、区役所に提出します。

② サービスの利用開始(契約)

直接、利用を希望する施設や事業者から「受給者証」を提示して、利用を申し込みます。さらに、契約書や重要事項説明書などでサービスの内容を確認し、事業者と利用契約を結びます。

※契約を結んだときは、事業者から「受給者証別冊(障害福祉サービス契約内容等記入表)」に、契約内容を記入してもらいます。契約を変更・終了するときも、記入が必要です。



4 相談・問い合わせ先

1

しょうがいしゃそだんしえん 障害者相談支援センター

まどぐちかいせつじかん げつよう きんよう
窓口開設時間：月曜～金曜 9:00～19:00

★のセンターは土曜・日曜・祝日（9:00～17:00）も開設しています。

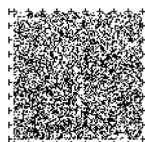
そだん
相談できること

◎地域で生活するために必要なサービスの案内や利用方法など

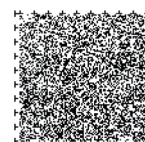
◎日常生活の悩み、家族のこと、仕事のこと、経済的な問題、一人暮らしの希望、将来のことなど

◎障害福祉サービスの利用に関すること

		でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しょうがいち 所在地
東灘区 ひがしなだぐ	おかもと 障害者相談支援センター★	452-1510	452-1529	〒658-0073 東灘区西岡本2-25-1
	うおざき 障害者相談支援センター	451-3760	451-3761	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-10-32 魚崎デイサービス内
	ひがしなだ 障害者相談支援センター★	431-5003	431-5055	〒658-0083 東灘区魚崎中町4-3-18 魚崎中町デイサービス内
灘区 なだぐ	なだ 障害者相談支援センター★	882-7013	882-7014	〒657-0846 灘区岩屋北町6-1-4 東部在宅障害者福祉センター内1階
中央区 ちゅうおうく	たちばな 障害者相談支援センター★	367-6651	351-1660	〒650-0016 中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター内1階
	いそがみ 障害者相談支援センター★	200-5611	200-5657	〒651-0086 中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター内
兵庫区 ひょうく	ひょうご 障害者相談支援センター★	686-1731	686-1732	〒652-0897 兵庫区駅南通5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内2階



		でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しょうざいち 所在地
北 区 きたく	きた 障害者相談支援センター★	592-1371	592-1381	〒651-1114 北区鈴蘭台西町1-26-2
	ほくしん 障害者相談支援センター★	982-1122	982-1022	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-2 エコールリラ1階
	たにがみ 障害者相談支援センター	582-4431	582-4432	〒651-1245 北区谷上東町8-21 シャトーノールデュー II 1階
長 田 区 ながたく	にしだい 障害者相談支援センター★	643-3730	643-3731	〒653-0834 長田区川西通5-101-1
	しんながた 障害者相談支援センター★	611-8860	611-8861	〒653-0038 長田区若松町4-2-15 ピフレ新長田2階
須 磨 区 すまぐ	きたすま 障害者相談支援センター★	795-1453	795-1454	〒654-0154 須磨区中落合2-2-8 ワコーレ須磨名谷 ステーションマークス1階
	たかとり 障害者相談支援センター★	739-1292	739-1293	〒654-0024 須磨区大田町7-3-15 須磨区障害者地域生活支援拠点内
垂 水 区 たるみく	たるみ 障害者相談支援センター★	782-6661	786-0210	〒655-0006 垂水区本多聞7-2-3 西部在宅障害者福祉センター内
	たるみみなみ 障害者相談支援センター	704-3340	704-4040	〒655-0893 垂水区日向2-2-4 垂水日向ビル3階
西 区 にしく	にしこうべ 障害者相談支援センター★	996-9820	996-9821	〒651-2242 西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル7階
	たまつあけぼの 障害者相談支援センター	927-4171	927-4172	〒651-2134 西区曙町1070 総合リハビリテーションセンター内
	ひらのせいしん 障害者相談支援センター★	962-5512	962-5540	〒651-2276 西区春日台5-174-10 西区障害者地域生活支援拠点内



うけつけじかん げつよう きんよう のぞ
受付時間：月曜～金曜 8:45～17:15（12:00～13:00は除く）

れいわ ねん がつ にち のぞ
※令和7年12月1日より9:00～17:00（12:00～13:00は除く）

	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号	しょざいち 所在地
ひがしなだくやくしょ 東灘区役所 保健福祉部保健福祉課	841-4131	851-9333	〒658-8570 東灘区住吉東町5-2-1
なだくやくしょ 灘区役所 保健福祉部保健福祉課	843-7001	843-7018	〒657-8570 灘区桜口町4-2-1
ちゅうおうくやくしょ 中央区役所 保健福祉部保健福祉課	335-7511	335-7919	〒651-8570 中央区東町115番地
ひょうごくやくしょ 兵庫区役所 保健福祉部保健福祉課	511-2111	521-3455	〒652-8570 兵庫区荒田町1-21-1
きたくやくしょ 北区役所 保健福祉部保健福祉課	593-1111	594-0934	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1-9-1
ほくしんくやくしょ 北神区役所 保健福祉課	981-5377	984-2334	〒651-1302 北区藤原台中町1-2-1 （北神中央ビル）
ながたくやくしょ 長田区役所 保健福祉部保健福祉課	579-2311	579-2343	〒653-8570 長田区北町3-4-3
すまくやくしょ 須磨区役所 保健福祉部保健福祉課	731-4341	735-8159	〒654-8570 須磨区大黒町4-1-1
きたすましよ 北須磨支所 保健福祉課	793-1212	795-1140	〒654-0195 須磨区中落合2-2-6
たるみくやくしょ 垂水区役所 保健福祉部保健福祉課	708-5151	709-6006	〒655-8570 垂水区日向1-5-1
にしくやくしょ 西区役所 保健福祉部保健福祉課	940-9501	990-2521	〒651-2295 西区糀台5-4-1

